

次なる  
茨木へ。

# 継続取扱店様 実施概要

前回から継続して  
ご参加いただく皆さまへ

## 笑顔あふれる暮らしを応援!

# 茨木市プレミアム付商品券

使用有効期間：令和8年4月21日(火)⇒8月31日(月)

全店共通券



小型店(1,000㎡以下)専用券



### 茨木市で使える! 「お得」な商品券

## 2,500円で5,000円分のお買い物ができる!

販売対象

令和8年2月1日時点で茨木市に住民票があるすべての世帯

販売価格

〈1冊〉2,500円(1世帯3冊まで購入可)  
65歳以上のみで構成される世帯には1冊追加:合計4冊まで購入可

商品券額面

〈1冊〉5,000円(500円券X10枚綴り)  
内訳:全店共通券6枚+小型店専用券4枚

使用有効期間

令和8年4月21日(火)から8月31日(月)まで



いばらき童子

【発行冊数】約445,000冊

## 7,500円~ 10,000円 お得!

### 取扱店登録資格について

登録店舗は以下を除いた市内に事業所または店舗がある事業者とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。
- ②特定の宗教、政治団体に関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。
- ④個別に茨木市が除く必要があると認めた事業所または店舗

### <商品券の利用対象にならないもの>

- ・金融商品
- ・たばこ
- ・商品券プリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課
- ・各参加店舗が利用対象外として指定するもの
- ・その他、茨木市が指定するもの

### ●換金期間(令和8年)

## 4月21日(火)~9月11日(金)

以下の9回を必着日とし、10~12営業日後を目途に申込時に登録いただいた口座へ振り込みます。

5月1日(金)	5月20日(水)	6月5日(金)
6月19日(金)	7月3日(金)	7月24日(金)
8月7日(金)	8月25日(火)	9月11日(金)

※締め切り後、茨木商工会議所よりご指定口座へ振り込みます。  
※期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

### ●換金手続き

取扱店様には、次の換金ツール(各9枚)をお渡しします。

- ①使用済商品券の送付用封筒
- ②換金請求書
- ③着払いゆうパックの送付伝票

①に使用済商品券と枚数等を記入した②を同封し、③を貼り付けて、市内郵便局へお持ち込みください。受け付けは、平日の9時~17時です。土日祝の「ゆうパック」の発送は受け付けておりません。

※茨木郵便局のみ 平日7時~21時、土日祝7時~18時。  
※17時を超えると翌営業日の取扱いとなる場合があります。

# 取扱店募集要項

今回も前回と同様の規約に基づき事業を実施いたします。なお、令和8年3月6日(金)までに辞退のお申し出がない取扱店様につきましては、本取扱店募集要項の内容を全てご了承いただいたものとして取り扱わせていただきます。円滑な事業運営のため、以下の内容を改めてご確認くださいようお願い申し上げます。

## 〈1〉取扱店資格

登録店舗は以下を除いた市内に事業所または店舗がある事業者とする

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。
- ④個別に茨木市が除く必要があると認めた事業所または店舗

## 〈2〉商品券取扱上の注意事項

- ①商品券は令和8年4月21日(火)から8月31日(月)までの期間に限り、現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービスなどの取引において利用可能です。
- ②商品券を現金と引き換えしないでください。
- ③お釣は支払わないでください。その旨は商品券裏側に記載いたしますが、取扱店においてもご承知おきください。
- ④使用有効期間を過ぎた商品券は無効です。使用有効期間終了後は商品券を受け取らないでください。
- ⑤取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等業務用の支払い)には使用できません。
- ⑥取扱店自らが商品券を購入し、自店(自社)で使用されたかのように偽り換金する(商取引なく商品券を流通させる)行為や使用済商品券の再使用等は、絶対になさらないでください。
- ⑦次の商品・サービス等は、商品券の利用対象外です。
  - ・金融商品
  - ・たばこ
  - ・商品券プリペイドカードなど換金性の高いもの
  - ・現金との換金、金融機関への預け入れ、
  - ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - ・国税、地方税や使用料などの公租公課
  - ・各参加店舗が利用対象外として指定するもの
  - ・その他、茨木市が指定するもの

## 〈3〉取扱店の責務等

- ①事務局より支給の販促ツール(ポスター、ステッカー等)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。販促ツールの管理や事業終了後の処分は、すべて取扱店で行ってください。
- ②商品券利用対象外の商品・サービス等がある場合は店内のわかりやすい場所に明示してください。
- ③受け取った商品券は、取扱店使用欄に使用済の証として「ゴム

印」、「認印(シャチハタでも可)」、「取扱店番号記載」、いずれかを原則実施してください。大量の枚数で押印が難しい場合は、輪ゴムで束として、束の上下の裏面への押印で可とします。

- ④半券は、換金が終わるまで大切に保管してください。
- ⑤商品券には偽造防止策が施してありますが、受け取る際は十分注意し、両面を確認してください。『表面にCOPYの印字が浮き出ていないか』『色合いは見本と相違ないか』『半券が切り取られていないか』『裏面の取扱店使用欄が記入済みではないか』等をご確認いただき、万が一偽造・盗難等が疑われる場合は受け取りを保留するとともに、速やかに事務局までご連絡ください。
- ⑥偽造・盗難された商品券を受け取った場合、当該商品券の換金はできかねます。
- ⑦また、換金前の使用済商品券の盗難、紛失または滅失等に対しても、発行者および運営者はその責任を一切負いませんので、十分注意して保管してください。
- ⑧本事業終了後、アンケートの回答にご協力ください。

## 〈4〉使用済商品券の換金について

- ①換金期間/令和8年4月21日(火)～9月11日(金)必着  
以下の9回を必着日とし、10～12営業日後を目途に登録いただいた口座へ振り込みます。  
「5月1日(金)」「5月20日(水)」「6月5日(金)」「6月19日(金)」「7月3日(金)」「7月24日(金)」「8月7日(金)」「8月25日(火)」「9月11日(金)」  
※換金締切最終日は、9月11日(金)必着。  
※期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。

- ②換金方法/あらかじめ配布する「換金請求書」にご記入いただき、使用済商品券(半券は切り取り、取扱店で保管)と合わせて、ゆうパックの送付伝票(支給)を張り付けた送付用封筒(支給)に入れ、郵便局の集配または、近くの郵便局へお持ち込みください。ゆうパックの送付伝票の控えは換金終了まで保管してください。  
茨木市内の郵便局の営業時間は、平日の午前9時～午後5時。  
※土曜日、日曜日、祝日は受付不可。(茨木郵便局を除く)  
※茨木郵便局のみ、平日:7時～21時、土日祝:7時～18時  
17時を超えると翌営業日の取り扱いとなる場合があります。  
持込締切日に茨木郵便局へ持込む場合は17時までにお願います。

## 〈5〉取扱店の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、募集要項違反・不履行等により損害が発生した際は賠償金請求する場合があります。

追加や変更が生じる場合は、ウェブサイトでご案内します。

お問い合わせ

茨木市プレミアム付商品券取扱店募集業務：茨木商工会議所  
〒567-8588 大阪府茨木市岩倉町2-150 立命館いばらきフューチャープラザ1F  
(専用コールセンター)0120-589-053 premium@ibaraki-cci.or.jp